

弁護士等の身分証明書の発行に関する規則（規則第六十号）中一部改正

弁護士等の身分証明書の発行に関する規則（規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第九号」を「第八号」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

第十三条第一項の改正規定は、令和元年十二月十四日から施行する。